

平成29年度予算執行調査(介護保険サービス(訪問介護))の概要

財務省平成29年度予算執行調査
(平成29年6月27日公表)

【論点】

- 訪問介護は、サービス内容に応じて「身体介護」と「生活援助」に区分され、このうち「生活援助」は、「利用者が一人暮らしであるか又は家族等が障害、疾病等のため、利用者や家族等が家事を行うことが困難な場合」に所定の報酬を算定することができることとされている。
(注1) 「身体介護」：排泄介助、食事介助、入浴介助等。「生活援助」：掃除、洗濯、調理、買い物等。
- 「生活援助」のみを利用する場合の基本報酬は、20分以上45分未満：183単位、45分以上：225単位（1単位≒10円）とされているが、おおむね2時間以上の間隔を空けた場合には、それぞれの訪問ごとに所定の報酬を算定できることとされている。
(注2) 日中・夜間を通じて、「生活援助」のみならず「身体介護」も含めて、定期巡回と随時の対応を行う「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」では、実際の訪問回数にかかわらず、利用者の要介護度別に月当たりの基本報酬が固定されている。
- 「生活援助」のみの利用状況を調査したところ、1人当たりの平均利用回数は月9回程度となっているが、月31回以上の利用者が6,626人にのぼり、中には月100回を超えて利用されているケースも認められた。

訪問介護のうち「生活援助」のみの利用状況（平成28年9月）

利用者数	16万2,585人
うち月31回以上の利用者数	6,626人
平均利用回数	月9.2回
最高利用回数	月101回
平均単位数（1単位≒10円）	月1,715単位
最高単位数	月22,509単位
平均要介護度	2.15

※ ケアマネジメントの質の向上に向けた先進的取組を行っているとされる埼玉県和光市においては、

- ・ 平均利用回数：**月6.7回**
- ・ 最高利用回数：**月30回**

利用回数多い利用者の「保険者」と「要介護度」

利用回数	保険者	要介護度	利用回数	保険者	要介護度
101回	北海道標茶町	3	90回	東京都足立区	4
98回	大阪府大阪市	4	90回	東京都足立区	2
98回	大阪府大阪市	5	90回	神奈川県平塚市	3
98回	兵庫県神戸市	2	90回	滋賀県高島市	3
91回	兵庫県尼崎市	2	90回	大阪府大阪市	3
90回	岩手県盛岡北部行政事務組合	1	90回	大阪府島本町	3
90回	宮城県栗原市	2	90回	兵庫県尼崎市	2
90回	宮城県美里町	2	90回	兵庫県川西市	3
90回	茨城県鹿嶋市	1	90回	福岡県福岡市	3
90回	千葉県君津市	2	90回	福岡県福岡市	1
90回	東京都港区	1	89回

出所：厚生労働省「介護保険総合データベース(平成28年9月サービス実施、10月審査分)」

【改革の方向性】（案）

- 保険者機能の強化に向けた取組の一環として、例えば、一定の回数を超える生活援助サービスを行う場合には、多職種が参加する地域ケア会議等におけるケアプランの検証を要件とするなど、制度趣旨に沿った適切な利用の徹底を図るべき。
- また、一定の間隔を空ければ1日に複数回所定の報酬を算定可能な現行の報酬体系は、必要以上のサービス提供を招きやすい構造的な課題を抱えていることから、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」とのバランスも踏まえ、例えば、1日に算定可能な報酬の上限設定など、「身体介護」も含めて訪問介護の報酬の在り方を見直すべき。

41